

令和8年4月に小学校・義務教育学校に入学予定のお子さんの保護者の皆様へ

就学援助（小学校入学準備金）についてのお知らせ

大分市では、お子さんを小・中学校及び義務教育学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの方に、就学に必要な費用の一部（給食費等）を援助しています。

就学援助のうち、入学後に支給している「新入学学用品費」については、入学前の3月に「小学校入学準備金」として申請が可能となっています。

つきましては、「小学校入学準備金」の支給を希望される方は、以下の内容をご確認のうえ申請してください。

1.小学校入学準備金を受けられることができる方

次の(1)～(3)の要件全てに該当する方

(1) 令和8年3月1日現在で大分市に居住している方

(※令和8年2月末日以前に大分市外に転出する方は申請できません。)

(2) お子さんが令和8年4月に小学校・義務教育学校に入学予定の方

(※他市の私立等の学校に入学予定の場合は支給できません。)

(3) 裏面の「就学援助の要件」に該当する方

2.申請手続き

※申請書に、振込先が分かる通帳のコピー等を添付して提出してください。

◆申請書の提出先

(1) お子さんが就学時健康診断を受診した（あるいは受診を予定していた）学校

(2) 大分市教育委員会 児童生徒支援課（大分市役所 第二庁舎 6階）

※児童生徒支援課に提出していただく際は、本人確認をさせていただきます。

◆受付期間 令和7年11月19日（水）～12月12日（金）

※期間を過ぎた申請は受付できませんので、申請漏れが無いようご注意ください。

◆審査結果

2月下旬までに、審査結果（決定・不決定）の文書を、大分市教育委員会から保護者宛て送付します。

◆支給内容

・支給時期・・・3月中旬（予定）

・支給額・・・57,060円（予定）

・支給方法・・・大分市教育委員会から保護者の口座に直接振込みます。

※口座振込での支給に限ります。現金手渡しの対応はできません。

◆注意事項

※今回の申請は、「小学校入学準備金」の支給を受けるためのものです。

小学校及び義務教育学校1年生で給食費や学用品費等の援助を希望される場合は、入学後に改めて就学援助の申請が必要です。

詳細は、入学後に学校から配付される「就学援助についてのお知らせ」をご覧ください。

※入学前に小学校入学準備金を受給した方が、入学後（小学校1年生の時）に就学援助が決定になった場合、新入学学用品費の支給はありません。

※令和8年3月2日以降に大分市外に転出した場合、小学校入学準備金を返還する必要はありませんが、転出先の自治体へ本市で小学校入学準備金の支給を行っている旨を通知します。

※生活保護を受給中の方は、生活保護費から入学準備金が支給されますので、就学援助の「小学校入学準備金」の申請は必要ありません。

3. 就学援助の要件

(1) 次の①～⑨の要件のいずれかひとつに該当すれば、就学援助を受けることができます。

| 申請理由 | | 申請に必要な書類 |
|------|---|--|
| ① | ②～⑨に該当しないが、特別な事情等により経済的に困窮している方 | 下の注意事項1、2及び4.その他をご参照ください。 |
| ② | 生活保護の停止又は廃止されたが、依然生活が困窮している方 | 添付書類は不要です。 申請書のみ提出してください。 ただし、大分市外で生活保護を受けていた方は、停止又は廃止を受けたことが分かる書類の写しを申請書と一緒に提出してください。 |
| ③ | 今年度、市民税の非課税又は減免（天災などによる減免）を 家族全員 が受けた方 | 下の注意事項1、2をご参照ください。 |
| ④ | 今年度、個人事業税または固定資産税（不動産購入等による減額措置は除く）の減免（天災などによる減免）を受けた方 | 申請書と減免を受けたことが分かる書類の写しを提出してください。 |
| ⑤ | 申請時、 家族全員 が国民年金の減免（天災などによる減免）を受けている方（※国民年金の1/4減免は除く） （16歳以上20歳未満の方で学生以外の方または年金支払義務がない方（60歳以上の方など）が世帯員にいる場合には、この理由に該当しませんので、他の理由で申請をしてください。） | 申請書と減免を受けていることが分かる書類の写しを提出してください。 |
| ⑥ | 今年度、家族全員が国民健康保険税の減免（天災などによる減免）を受けた方（国民健康保険以外（社会保険等）の加入者が世帯員にいる場合は、この理由に該当しませんので、他の理由で申請をしてください。） | 申請書と減免を受けたことが分かる書類の写しを提出してください。 |
| ⑦ | 申請時、児童扶養手当を受給している方 | 申請書と児童扶養手当証書(有効期限が切れていないもの)の写しを提出してください。 |
| ⑧ | 申請時、1年以内に生活福祉資金の貸し付けを受けている方 | 申請書と生活福祉資金の貸し付けを受けたことが証明できる書類の写しを提出してください。 |
| ⑨ | 申請時、日雇労働者で職業安定所に登録している方 | 申請書と日雇労働者で職業安定所に登録していることが証明できる書類の写しを提出してください。 |

注意事項1 申請理由が①③に該当する方は、申請書のみ提出してください。
ただし、令和7年1月2日以降に他市町村から大分市に転入した方（同一生計の市外単身赴任者及び市外在住者等大分市で所得・税額証明書が発行できない方）については、令和7年度の所得・税額証明書を提出してください。

注意事項2 申請理由が①③に該当する方で、今年度の確定申告等をしていない場合は、必ず収入の申告をしてください。

※添付書類を受付期間内に準備できない場合は、先に申請書のみを提出し、後日添付書類を提出してください。

4. その他（申請理由①の経済的に困窮している方について）

同居(住民票は別でも、一緒に住んでいる家族を含む。)の**家族全員**の令和6年中の**合計所得額**が、基準額以下の方や離職等で経済的に困窮している方が対象になります。

＜基準額の例＞※基準額を参考として記載しています。申請をする際の目安にしてください。

両親がともに30代(一人のみ収入有)、お子さんが下表の世帯状況の**基準額(目安)**です。実際は世帯員数・世帯構成・収入者の人数・年齢等によって**基準額が変わります**。

| | 両親+幼 (3人世帯) | 両親+幼+小 (4人世帯) | 両親+幼+幼+小 (5人世帯) | 両親+幼+小+中 (5人世帯) |
|---------------|----------------|------------------|--------------------|--------------------|
| 借家(家賃4万円以上)の人 | 229万円 | 279万円 | 316万円 | 338万円 |
| 借家(家賃2.5万円)の人 | 215万円 | 264万円 | 301万円 | 322万円 |
| 持ち家の人 | 189万円 | 235万円 | 271万円 | 292万円 |

【問い合わせ先】 学校 または 大分市教育委員会 児童生徒支援課 (電話番号)537-5903